# 定款付属書 役員選任規程 編

平成26年10月 熊本県農林水産部 選任期日

任規 § 1

役員任期満了に伴う選任の場合

再選任・補欠選任の場合

当該役員の任期満了日の通常総会

事由の生じた日から30日以内

## 選任の方法

任規§2.9

役員は、総会の議決によって選任

#### 総会の招集通知

●選任する理事(及び監事)の数も示す

総会当日は、議決を行う前に立会人4人を選任しておく。
※役員の候補になっている者は立会人になれない。

## 選任議案

任規 § 3

### 推薦会議の開催

- 別表で定める区域ごとに、その地区の正組合員の中から 選ばれた者をもって構成する推薦会議を開催
- 推薦会議において役員候補者を推薦
- 推薦しようとする候補者の承諾を得ておく
- 総会の21日前までに決定しなければならない

#### 組合長へ報告(推薦会議が行う)

● 住所、氏名、理事及び監事の別、正組合員又はその他の 別(理事のみ)

#### 議案作成(組合長が行う)

● 推薦された候補者案に基づき議案を作成

## 公告(組合長が行う)

- ●住所、●氏名、●理事又は監事の別、●正組合員又はその 他の別(理事のみ)
- 総会の日の14日前までに公告

1

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。 また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や 法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。 以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。 (注)配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## A 本人出席 (正組合員が出席して議決権を行使(投票) する場合)

- 投票用紙の交付
  - ・選任の総会の当日、組合員名簿の記載等によりその資格を明らか にして、所定の投票用紙を受け取る。
- 投票
  - ・議決は、候補者を区分して行ってはならない。
  - ・投票用紙に賛否を記入し、投票箱に入れる。
  - ・無記名で行う。

## ★ 注意事項

・<u>公告の投票開始時刻までに総会に出席していない正組合員は投票</u> することができない。

任規§5,7

- B 書面 (正組合員が書面により議決権を行使(投票) する場合)
  - 投票用紙(書面用)と投票用封筒(書面用)
    - ・総会の招集通知の際に添付されたものを使用する。
  - 記入
    - ・投票用紙(書面用)に賛否を記入すること。
  - 提出
    - ・投票用紙(書面用)を投票用封筒(書面用)に入れ、封をする。
    - ・投票用封筒の表面に署名する。
    - ・総会の開会までに組合に提出しなければならない。

- C 代理 (正組合員が代理人により議決権を行使(投票)する場合)
  - 代理人となれる者
  - ・正組合員と同じ世帯の成年者 → 行使できる議決権は1つ
  - 正組合員の従業員
- → 行使できる議決権は1つ
- ・他の正組合員\*2 → 行使できる議決権は 最大 ○\*1 まで
  - ※1 組合ごとに(4つを超えない範囲で)定款 に定めてある数。
  - ※2 本人の議決権は、別途行使可
- 投票用紙の交付
  - ・選任の総会の当日、代理人は、代理権を証する書面を持参し、その 資格を明らかにしてから投票用紙の交付を受けなければならない。
- 投票
  - ・所定の投票用紙に賛否を記入し、無記名で投票箱に入れなければな らない。

## 開票

任規 § 9

- 立会人4人の立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、 直ちにその結果を宣言しなければならない。
- 役員の候補者となっている者は立会人になれない。

# 投票が無効となるもの

任規§10

- ① 所定の用紙を使用しないもの
- ② 賛否を確認し難いもの
- ⑧ 書面をもって投票を行う場合、総会の開会までに組合に到達しなか ったもの

就任の公告

任規§11

通知

議案が可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者に その旨を通知し、就任の公告を行わなければならない。

公告

●住所、●氏名、●理事又は監事の別、● (理事の場合は) 正組合員又はその他の別

## 就任

公告があったときに役員に就任する。

# 再選任

任規§12

次の場合は不足数の員数につき再選任しなければならない

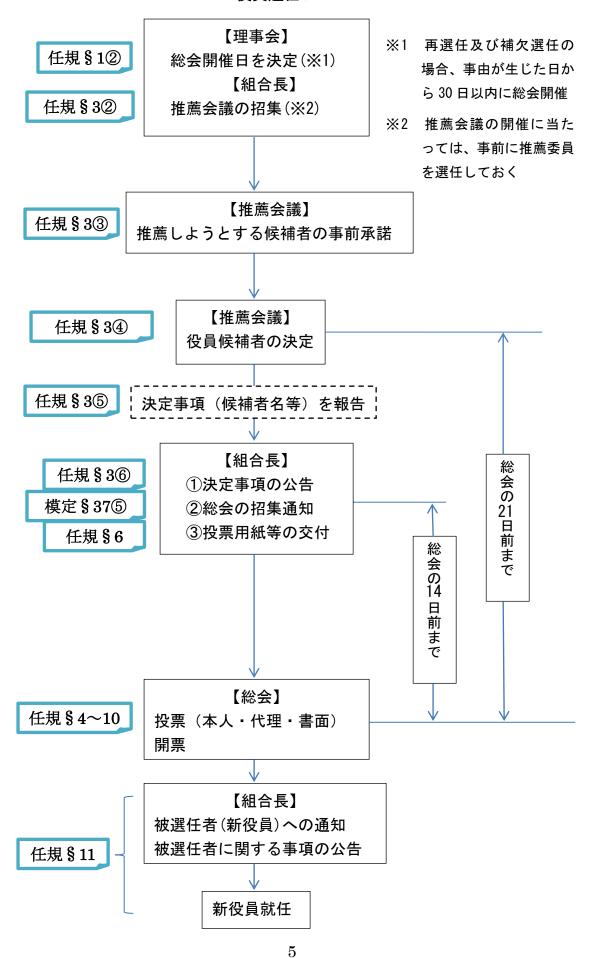
- 選任後90日以内に被選挙者が定款第28号の2の一に該当
- 死亡

# 補欠選任

任規§13

- 役員中欠員を生じた場合、その欠員数が理事(又は監事)の定数の 3分の1以上になったとき(又は理事会が必要と認めるとき)は、 補欠選任を行わなければならない。
- 補欠選任は、役員の任期の満了する日の 90 日前の日以後は、行わない。

#### 役員選任フロー



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。 また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や 法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。 (注)配付される場合は、本記載を削除しないでください。 三訂版 H26.10.1